

浜田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 24 号

浜田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

浜田市建築基準法施行細則（平成 17 年浜田市規則第 187 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第 8 条第 1 項」を「第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「建築主事」の次に「又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」を加え、同条第 2 項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第 4 条第 1 項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第 5 条中「当該建築物」を「当該建築物等」に、「建築主事」を「建築主事等又は確認済証を交付した指定確認検査機関」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 指定確認検査機関は、前項の工事取りやめ届を受理したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

第 6 条第 2 項中「確認又は完了検査申請手数料」を「確認申請若しくは通知に対する審査手数料又は完了検査申請若しくは完了通知に対する検査手数料（以下「完了検査等手数料」という。）」に、「確認又は完了検査申請書」を「確認申請書若しくは計画通知書又は完了検査申請書若しくは工事完了通知書」に改め、同項ただし書中「完了検査申請手数料」を「完了検査等手数料」に改め、「申請書」の次に「又は計画通知書」を加え、「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定は、中間検査申請又は通知に対する検査手数料（以下「中間検査等手数料」という。）の減額を受けようとする者について準用する。この場合において、同項中「確認申請若しくは通知に対する審査手数料又は完了検査申請若しくは完了通知に対する検査手数料（以下「完了検査等手数料」という。）」とあるのは「中間検査等手数料」と、「確認申請書若しくは計画通知書又は完了検査申請書若しくは工事完了通知書」とあるのは「中間検査申請書又は特定工程工事終了通知書」と、同項ただし書中「完了検査等手数料」とあるのは「中間検査等手数料」と読み替えるものとする。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（仮使用の認定の申請書の提出部数）

第 6 条の 2 省令第 4 条の 16 第 1 項又は第 2 項に規定する仮使用の認定の申請書は、正本 1 通及び副本 2 通を提出しなければならない。

第7条第1項中「建築主事」を「建築主事等又は確認を受ける指定確認検査機関」に改め、同条第2項及び第3項中「建築主事」を「建築主事等又は確認申請をした指定確認検査機関」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定確認検査機関は、第1項第2号若しくは第3号、第2項又は前項の報告書を受理したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

第8条中「(市町村が)」を「並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物で確認済証の交付を受けたもの(いずれも市町村が)」に、「工事監理状況報告書」を「工事監理状況報告書・省エネ基準工事監理状況報告書」に、「建築主事」を「建築主事等又は指定確認検査機関」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 断熱工事(建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物における断熱材の設置又は施工に関するものに限る。)

第11条第1項に次の2号を加える。

(4) 敷地面積求積図(面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。)

(5) 建築面積及び床面積求積図(各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。)

第11条第4項中「第5条」を「第5条第1項」に、「これらの規定中「建築主事」を「第3条第1項中「建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)」とあり、同条第2項及び第4条第1項中「建築主事等」とあり、並びに第5条第1項中「建築主事等又は確認済証を交付した指定確認検査機関」に改める。

第12条第1項第1号イ中「道の種類、位置、幅員、敷地と接している部分の長さ及び敷地との高低差」を「道、通路その他の空地の配置(道及び通路にあつては位置、延長及び幅員並びに敷地と接している部分及びその長さ)」に改め、同号エを次のように改める。

エ 2面以上の立面図(縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。)

第12条第1項第1号に次のように加える。

オ 2面以上の断面図(縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)

カ 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

キ 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

第 12 条第 1 項第 2 号ア中「アからエ」を「アからオ」に改め、同条第 4 項中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に、「これらの規定中「建築主事」を「第 3 条第 1 項中「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」とあり、同条第 2 項及び第 4 条第 1 項中「建築主事等」とあり、並びに第 5 条第 1 項中「建築主事等又は確認済証を交付した指定確認検査機関」に改める。

第 16 条の 2 第 1 項第 1 号イ中「土地の高低」の次に「、敷地に接する道路（位置、種類、延長及び幅員並びに敷地の道路に接する部分及びその長さを含む。）」を加え、「接道の長さ及び幅員、空地にあっては寸法及び面積」を「位置、延長及び幅員」に改め、同号に次のように加える。

オ 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

カ 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

第 16 条の 2 第 1 項第 2 号イ中「及び幅員」を「、種類、延長及び幅員並びに敷地の道路に接する部分及びその長さ」に改め、同号に次のように加える。

エ 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

オ 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

第 16 条の 2 第 5 項中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に、「これらの規定中「建築主事」を「第 3 条第 1 項中「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」とあり、同条第 2 項及び第 4 条第 1 項中「建築主事等」とあり、並びに第 5 条第 1 項中「建築主事等又は確認済証を交付した指定確認検査機関」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請に係る添付図書）

第 16 条の 3 政令第 137 条の 12 第 6 項又は第 7 項の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第 10 条の 4 の 2 第 1 項に規定する特定行政庁が規則で定める図書は、次のとおりとする。

(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

(2) 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延

べ面積、位置、構造、出入口の位置及び各部分の高さ、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、敷地に接する道路（位置、種類、延長及び幅員並びに敷地の道路に接する部分及びその長さを含む。）並びに敷地の周囲の道、通路その他空地の配置（道及び通路にあつては位置、延長及び幅員）を明示すること。）

(3) 各階平面図（縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造を明示すること。）

(4) 2 面以上の立面図（縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。）

(5) 2 面以上の断面図（縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）

(6) 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

(7) 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

第 17 条中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

様式第 3 号中

「	「
(建築主事)	(建築主事又は建築副主事)
	を
	(指定確認検査機関)
	に
」	」

改める。

様式第 4 号から様式第 4 号の 3 までの規定中

「					
	建築主事	様		を	
					」
「					
	建築主事又は建築副主事				
	指定確認検査機関	様		に改める。	
					」

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 6 号の 2 中「この申請の道路は」を「以下の申請道路について、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により」に、「から」を「ので」に改める。

様式第 7 号の 2 中

「
注 ※印欄は、記入しないでください。 を
」

「
注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 13 欄中「ウ 敷地の周長」は、島根県建築基準法施行条例 に
別表第 2 第 1 号に掲げる建築物の場合に記入してください。
」

改める。

様式第 8 号中「(第 16 条関係)」を「(第 17 条関係)」に、
「 (建築主事) を (建築主事又は建築副主事) に
」

改める。

附 則

この規則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条に 1 項を加える改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

様式第 5 号 (第 8 条関係)

工事監理状況報告書・
省エネ基準工事監理状況報告書

年 月 日

建築主事又は建築副主事
指定確認検査機関 様

工事監理者 住所
氏名
()建築士 ()登録第 号
()建築士事務所()登録第 号
電話() —

次のとおり工事監理状況を報告します。
この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1	建 築 主 の 住 所 氏 名				
2	建築物の名称及び所在地				
3	工事施工者の住所氏名				
4	建築物の用途及び構造				
5	確 認 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号			
6	省 エ ネ 適 合 判 定 号 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号			
7	工 事 完 了 年 月 日	年 月 日			
8	委 託 を 受 け た 工 事 監 理 の 期 間				
9	第 8 条 各 号 に 掲 げ る 工 事 の 工 事 監 理 の 状 況	別紙１のとおり			
10	省 エ ネ 基 準 工 事 の 工 事 監 理 の 状 況	別紙２のとおり			
※ 受付欄		※ 決裁欄		※ 処理欄	

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 工事監理者が2人以上のときは、報告者は、代表となる工事監理者としてください。
- 3 欄内に記入しきれないときは、別紙（任意の様式）に記入して添付してください。
- 4 工事監理を委託せずに建築主自ら行う場合は、8欄は、工事監理を行った期間を記入してください。
- 5 10欄は、評価した方法に係る別紙2（仕様・計算併用法の場合にあっては、仕様基準及び標準計算の両方）を添付してください（建築主事又は建築副主事に提出する場合に限る。）。

別紙 1

工事の内容			
確認年月日	年 月 日	確認を行った 工事監理者の 資格及び氏名	() 建築士 () 登録第 号
確 認 事 項			
工事監理者が確認している状況を示す写真			
工事の内容			
確認年月日	年 月 日	確認を行った 工事監理者の 資格及び氏名	() 建築士 () 登録第 号
確 認 事 項			
工事監理者が確認している状況を示す写真			

注 工事監理者が写っている写真を添付してください。

別紙 2

省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）				
以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。				
項目	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
外皮	断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C ・ ・	適・不適
	窓の仕様、設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む。）		A・B・C ・ ・	適・不適
暖房設備	暖房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	暖房設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
冷房設備	冷房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	冷房設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
換気設備	換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
照明設備	非居室の照明設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
給湯設備	給湯設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
注 1 本様式は、「住宅仕様基準（誘導基準を含む。）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記入は不要です。 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 3 条第 1 項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記入してください。 4 「確認方法」の欄は、A・B・C のうち、該当するものを○で囲んでください。C に該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記入してください。 A：目視による立会確認 B：計測等による立会確認 C：施工計画書等・試験成績書等による確認				

別紙 2

省エネ基準工事監理報告書（標準計算）				
以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。				
項目	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
基本情報	建て方、居室の構成等		A・B・C ・ ・	適・不適
	床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計、吹抜け等）		A・B・C ・ ・	適・不適
外皮	熱的境界となる部位、面積		A・B・C ・ ・	適・不適
	熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様、熱貫流率		A・B・C ・ ・	適・不適
	窓の仕様、設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む。）		A・B・C ・ ・	適・不適
	構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C ・ ・	適・不適
	基礎断熱部の基礎の形状、範囲等		A・B・C ・ ・	適・不適
暖房設備	暖房方式、暖房設備機器の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	暖房設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	暖房設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
冷房設備	冷房方式、冷房設備機器の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	冷房設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	冷房設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
換気設備	換気方式、換気設備の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	換気設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
照明設備	主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類、制御等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

給湯設備	給湯設備の有無、熱源機の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	給湯設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	ふろ機能、給湯配管、水栓、浴槽の仕様等		A・B・C ・ ・	適・不適
太陽光発電設備	パワーコンディショナの定格負荷効率		A・B・C ・ ・	適・不適
	太陽電池アレイの種類、容量		A・B・C ・ ・	適・不適
	パネルの設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
太陽熱利用設備	太陽熱利用設備の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	液体集熱式太陽熱利用設備の種類、品番		A・B・C ・ ・	適・不適
	液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	空気集熱式太陽熱利用設備の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
コージェネレーション設備	コージェネレーション機器の品番、種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	逆潮流の有無		A・B・C ・ ・	適・不適
注 1 本様式は、「標準計算法（誘導基準を含む。）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記入は不要です。 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 3 条第 1 項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記入してください。 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記入してください。 A：目視による立会確認 B：計測等による立会確認 C：施工計画書等・試験成績書等による確認				

別紙 2

省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法（小規模版））				
以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。				
項目	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
外皮	外皮、屋根の断熱仕様、 設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	窓の仕様、設置状況(ブ ラインド及び庇の有無 を含む。)		A・B・C ・ ・	適・不適
空気 調和 設備	熱源機器の種類、台数、 設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	全熱交換器の仕様、設 置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	全熱交換器の自動換気 切替機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	予熱時外気取り入れ停 止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
換気 設備	建物用途に応じた室の 換気設備の仕様、設置 状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	逆風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
照明 設備	建物用途に応じた室の 照明器具の仕様、設置 状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	省エネ制御等の設置状 況		A・B・C ・ ・	適・不適
給湯 設備	建物用途に応じた使用 用途の熱源機器の種 類、仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	給湯配管の保温の仕 様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	節湯器具の種類、設置 状況		A・B・C ・ ・	適・不適
太陽 光発 電設 備	太陽光発電の仕様、設 置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

- 注 1 本様式は、「モデル建物法（小規模版）（誘導基準を含む。）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記入は不要です。
- 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 3 条第 1 項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記入してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記入してください。
- A：目視による立会確認
B：計測等による立会確認
C：施工計画書等・試験成績書等による確認

別紙 2

省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法）				
以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。				
項目	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
外皮	断熱材仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス及び庇の設置状況を含む。）		A・B・C ・ ・	適・不適
空気調和設備	熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	予熱時外気取り入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	二次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
換気設備	換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	逆風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
照明設備	建物用途に応じた室の照明器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	各種制御の設置状況 【在室検知制御・明るさ制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
給湯設備	建物用途に応じた使用用途の熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	節湯器具の種類、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
注 1 本様式は、「モデル建物法（誘導基準を含む。）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記入は不要です。 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 3 条第 1 項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記入してください。 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記入してください。 A：目視による立会確認 B：計測等による立会確認 C：施工計画書等・試験成績書等による確認				

別紙 2

省エネ基準工事監理報告書（標準入力法）				
以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。				
項目	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
外皮	外壁等を構成している 建材、塗料等の仕様、 設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	窓の仕様、設置状況(ブ ラインドボックス及び 庇の設置状況を含む。)		A・B・C ・ ・	適・不適
空気 調和 設備	熱源機器の仕様、設置 状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	冷暖同時供給の有無		A・B・C ・ ・	適・不適
	熱源機器に係る台数制 御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	蓄熱システムの仕様、 設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	二次ポンプの仕様（流 量制御方式を含む。）、 設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	二次ポンプの変流量制 御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	二次ポンプに係る台数 制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	空調機の仕様、設置状 況		A・B・C ・ ・	適・不適
	空調機ファンの変風量 制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	予熱時外気取り入れ停 止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	外気冷房制御の有無		A・B・C ・ ・	適・不適
	全熱交換器の仕様、設 置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	全熱交換器の自動切換 機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

換気設備	換気設備（換気代替空調機を含む。）の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む。）の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
照明設備	照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	各種制御の設置状況 【在室検知制御・明るさ検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
給湯設備	熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	太陽熱利用設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	パワーコンディショナの仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の仕様、排熱利用先		A・B・C ・ ・	適・不適
注 1 本様式は、「標準入力法（誘導基準を含む。）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記入は不要です。 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 3 条第 1 項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記入してください。 4 「確認方法」の欄は、A・B・C のうち、該当するものを○で囲んでください。C に該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記入してください。 A：目視による立会確認 B：計測等による立会確認 C：施工計画書等・試験成績書等による確認				